

保護者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部
保育施設担当部長

新型コロナウイルス感染症による保育所等保育料の取扱いについて

平素から本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

見出しのことについて、「ご家庭での保育の協力依頼の終了について」（2022年（令和4年）3月30日付け文書）において、今年度の保育料の減免対象についてお知らせしているところですが、減免の具体については次のとおりとします。

○児童本人が減免となる場合

	減免となる場合	減免期間
①	市との協議により臨時休園となった場合	臨時休園が行われた期間
②	児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	市から通知された療養期間
③	同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、児童本人が市から濃厚接触者に特定された場合	児童本人に対し、市から通知された待機期間（ただし、児童本人の父母いずれも新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、父母に通知された療養期間が児童本人の待機期間より長い場合は、その療養期間終了までとする（父母それぞれで療養期間が異なる場合はいずれか短い方まで）
④	児童本人が市から濃厚接触者に特定された場合	市から通知された待機期間
⑤	同居の家族が市から濃厚接触者に特定された場合	同居の家族が市から通知された待機期間中に市からの依頼により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合、検査日が確定した日から検査結果が判明する日まで
⑥	児童本人又は同居の家族が市から接触者に特定された場合	市からの依頼により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合、検査日が確定した日から検査結果が判明する日まで
⑦	児童本人又は同居の家族が、医師の指示により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた場合	医師の指示により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合、検査日が確定した日から検査結果が判明する日まで

○児童本人が減免とならない場合

- ・市との協議がなく，園独自の判断で臨時休園した場合
- ・児童本人や同居の家族が，市からの依頼や医師の指示によらず，自己の都合で新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた場合（検査の結果，陽性となった場合は，検査日から減免となります。）
- ・市からの依頼ではなく，自己の判断で登園自粛した場合